

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条—第8条【省略】</p> <p><u>(繰越承認申請)</u></p> <p>第9条 <u>補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第10条—第14条【省略】</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</u></p> <p>別表第1—別表第5【省略】</p>	<p style="text-align: center;">高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条—第8条【省略】</p> <p>【新設】</p> <p>第9条—第13条【省略】</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第10条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1—別表第5【省略】</p>

別記第1-1号様式-別記第3号様式【省略】

第4号様式（第9条関係）

第 _____ 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者 職氏名

年度高知県水産業強化支援事業費補助金繰越承認申請書

_____年 月 日付け高知県指令 第 _____号で補助金の交付の決定通知がありました。_____年度高知県水産業強化支援事業費補助金について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、繰越の承認を申請します。

記

1 事業完了予定年月日

2 変更後の完了予定年月日

3 繰越理由

4 繰越申請額

5 その他事業の進捗状況を確認することができる資料

別記第1-1号様式-別記第3号様式【省略】

【新設】

第5号様式（第9条関係）

第 _____ 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者 職氏名

年度高知県水産業強化支援事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました。年度高知県水産業強化支援事業費補助金について、年度の事業を完了しましたので、報告します。

記

1 事業名

2 年度実績内訳（別紙）

【新設】

別紙

2 年度実績内訳

(単位：円)

事業名	交付決定の内容			年度遂行		年度繰越額			事業実施期間		備考	
	総事業費	補助対象経費(A)	県補助額	出来高(B) (事業費)	事業進捗率 (B/A*100)	県補助受入額	総事業費	補助対象経費	県補助予定額	着手年月日		完了予定年月日
計												

【新設】

第6号様式-第10-2号様式【省略】

第4号様式-第8-2号様式【省略】